

適正な区分ってどういうこと?

発生抑制(リデュース)や再使用(リユース)の取り組み後に発生する事業系ごみは、事業系一般廃

事業系ごみの適正区分



棄物と産業廃棄物に適正区分します。

事業活動に伴って
排出される
廃プラスチック類は
産業廃棄物です。

事業活動に伴って
排出される
金属くずは
産業廃棄物です。

事業活動に伴って
排出される
ガラスくず
コンクリートくず
陶磁器くずは
産業廃棄物です。

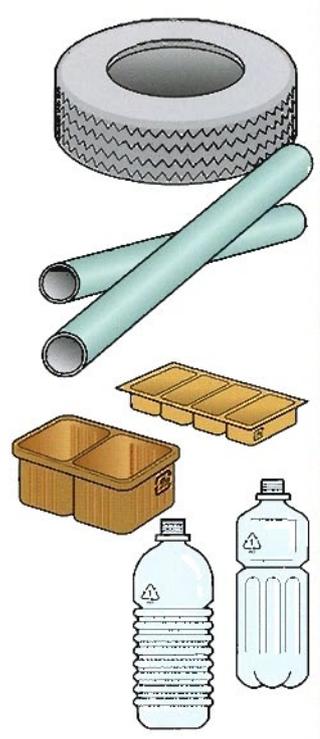
事業活動に伴って
排出される
下記の品目は
産業廃棄物です。

廃プラスチック類

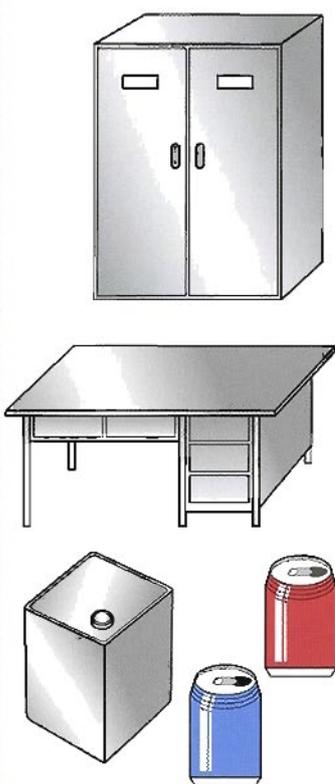
金属くず

**ガラスくず
コンクリートくず
陶磁器くず**

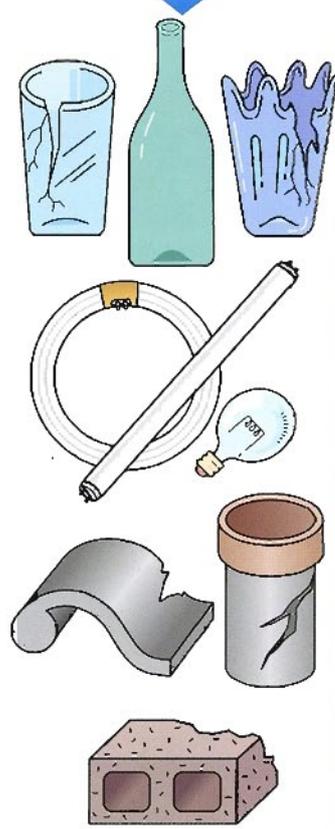
その他



合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず、廃タイヤ、容器包装プラスチック、ペットボトル等



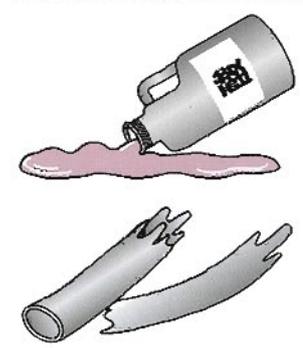
空き缶、スチール机、スチールロッカー等



空きびん、コップ、蛍光灯、茶碗、コンクリートくず等

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、
廃アルカリ、ゴムくず、
銼さい、がれき類、ば
いじん、輸入廃棄物、
動物系固形不要物、
動物のふん尿、動物の
死体

※但し、動物系固形不要物は、
と畜場、食鳥処理場から排
出されるもの、
動物のふん尿及び動物の
死体は畜産農業から排出さ
れるものが産業廃棄物です。



適正区分した事業系ごみはどのように処理するのでしょうか？ 詳しくは、次のページをご覧ください。➡